

令和6年度運営指導の状況

資料 1 - 1

指導監査課

<目次>

1. 対象事業所数及び令和6年度運営指導数	P 2
2. 介護保険事業所の運営における根拠法令等	P 3
3. 令和6年度の主な指摘事項について	
全サービス共通	P 4～7
地域密着型通所介護	P 8～9
（介護予防）認知症対応型通所介護	P 9
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	P 10～11
居宅介護支援	P 12～13
介護予防支援	P 14

令和6年度運営指導の状況について

1. 対象事業所数及び令和6年度運営指導数

サービス種類	略称	事業所数※		指導事業所数
		令和5年度	令和6年度	令和6年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期	3	3	0
地域密着型通所介護	地域デイ	39	36	9
(介護予防)認知症対応型通所介護	認知デイ	8	8	3
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	小多機	5	5	0
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	GH	22	21	3
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	ミニ特	9	9	0
看護小規模多機能型居宅介護	看多機	3	3	0
居宅介護支援	居宅	54	51	9
介護予防支援	予防	8	8	2
※事業所数は4月1日時点		151	144	26

2. 介護保険事業所の運営における根拠法令等

基準

指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防支援の基準については厚生労働省令で定める基準に従い、市町村の条例で定めることとなっています。

市の条例は省令で定める基準とほぼ同様の内容ですが、記録の整備に関する条項については保存期間を2年ではなく、5年としています。

※省令

■指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）

■指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）

■指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第37号）

解釈通知

各基準省令に解釈通知があります。

■指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）

■指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日 老企第22号）

■指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平成18年3月31日 老振発第0331003号、老老発第0331016号）

介護報酬

○費用基準

■指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日 厚生労働省告示第126号）

■指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日 厚生省告示第20号）

■指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日 厚生労働省告示第129号）

○留意事項通知

■指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日 老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）

■指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日 老企第36号）

■指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日 老計発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号）

これらは、介護保険関係法令の中の一部を挙げたものであり、他にも多くの通知等が存在します。各基準や算定要件を確認し、適正な事業所運営を行ってください。

※介護サービス事業所に関する基準等は、原則として3年ごとに改正されます。令和6年度は改正の年にあたり、新しい基準等は令和5年度末に改正され令和6年度から施行されました。 各基準や算定要件等の確認・・・書籍、厚生労働省HP・介護保険最新情報、山口県HP・山口県介護保険情報総合ガイド（かいごへるぶやまぐち）など

3. 令和6年度の主な指摘事項について

全サービス共通

運営に関する基準

内容及び手続の説明及び同意・運営規程

【指摘事項】運営規程及び重要事項説明書について、利用料その他の費用の額についての記載が誤っている又は不足している。

- ・利用者負担について、負担割合に応じて1割～3割の方がいますので、利用料は利用者の負担割合に応じた金額になると分かるように表記してください。
- ・報酬改定や加算の算定状況等で、利用料に変更がある場合は最新のものに改定してください。また、加算の算定条件等を記載している場合は内容が正しいか確認してください。
- ・利用料以外に徴収を予定しているその他の費用がある場合は、漏れなく記載してください。

内容及び手続の説明及び同意

【指摘事項】運営規程・重要事項説明書に記載すべき事項について不足があった。

運営規程・重要事項説明書について、サービス種別ごとに必要な事項を記載してください、

(参考) 運営規程に記載すべき事項 (サービス種別：GH)

- ① 事業の目的及び運営の方針、② 従業者の職種、員数及び職務内容、③ 利用定員、④ 指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額、⑤ 入所に当たっての留意事項、⑥ 非常災害対策、⑦ 虐待防止のための措置に関する事項、⑧ その他運営に関する重要事項

※運営規程に記載すべき事項、内容については、サービス種別ごとに規定されています。

※重要事項説明書には、サービス種別ごとに必要な運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他利用申し込み者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載してください。

《運営指導で確認した不足事項》

- ・運営規程・・・事業の目的（地域デイ）、虐待防止のための措置に関する事項（地域デイ）、
- ・重要事項説明書・・・運営の方針（地域デイ）、職員の員数（居宅）、従業者の勤務の体制（地域デイ）、虐待防止のための措置に関する事項（地域デイ・居宅）

※「虐待の防止のための措置に関する事項」に盛り込む内容を「資料1-2 留意事項について」の7ページ、「運営規程及び重要事項説明書について（虐待の防止のための措置に関する事項の追加）」に記載しています。

内容及び手続の説明及び同意
【指摘事項】重要事項説明書について、従業者の職務の内容が記載されていない。 各サービス基準で必要とされている職種について、その職務の内容を正しく記載してください。
内容及び手続の説明及び同意（定期、居宅、予防を除く）
【指摘事項】重要事項説明書について、非常災害対策が記載されていない。 非常災害対策について記載してください。
内容及び手続の説明及び同意（居宅、予防を除く）
【指摘事項】重要事項説明書について、提供するサービスの第三者評価の実施状況が記載されていない。 提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）を記載してください。 ※実施していない場合も、実施していない旨の記載が必要となります。
勤務体制の確保等
【指摘事項】勤務表に記載すべき事項に不足がある。 利用者に対する適切なサービス提供を確保するため、事業所ごと（GH、ミニ特はユニットごと）に、原則として月ごとの勤務表を作成し、以下について明確にしてください。 <勤務表に記載すべき事項> ・ 従業者の日々の勤務時間（勤務体制） ・ 職務の内容【定期のみ】 ・ 常勤・非常勤の別 ・ 専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置【地域デイ、認知デイ、小多機、看多機】 ・ 管理者との兼務関係 ・ 夜間及び深夜の勤務の担当者【GHのみ】 基準で定められている人員をもってサービスを提供できているかを判断する重要な書類となるため、勤務予定と勤務実績を適正に記録してください。 また、兼務等のある職員について、どの職務で配置しているかを明確にしておいてください。

<総合事業を同時に実施している場合（地域デイのみ）>

地域密着型通所介護事業と介護予防・日常生活支援総合事業（第一号通所事業のうち通所介護相当サービスを除く）を同時に実施する場合は、それぞれの基準を守った配置となっているかを勤務表上で明確にしてください。

勤務体制の確保等

【指摘事項】職場におけるハラスメントの防止について、取り組み内容に不足がある。

職場におけるハラスメントの防止のため、以下の取り組みをお願いします。

事業主が講ずべき措置の具体的内容

（１）事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- a 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化
- b 上記方針について、従業者に周知・啓発
- c 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- d 相談に対応する担当者を定める等、相談への対応のための窓口の周知

非常災害対策（定期、居宅、予防を除く）

- ・【指摘事項】消防法の規定による防火管理者の選任が義務付けられていない事業所において、消防計画に準ずる計画を作成していない。
- ・【指摘事項】火災又は風水害に関する避難訓練を定期的に行っていない。

消防法の規定による防火管理者の選任が義務付けられていない事業所においても、運営基準及びその解釈通知によって、消防計画に準ずる計画を含めた非常災害に関する具体的な計画の策定と、定期的な避難・救出等訓練の実施が必要となっています。また、計画は作成するだけでなく、従業者に周知してください。

※非常災害対策について取り組むべき内容の詳細を「資料１－２ 留意事項について」の１４ページ、「５.非常災害対策について（定期・居宅・予防を除く）」に記載しています。

地域との連携等（定期、居宅、予防を除く）
・【指摘事項】運営推進会議を開催していない。 ・【指摘事項】開催したことの記録（会議録）を公表していない。
①運営推進会議の開催について 運営推進会議は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市職員又は地域包括支援センター職員、当該事業に知見を有する者等で構成され、地域に開かれたサービスとすることでサービスの質の確保を図ることを目的に設置されるものです。 会議の開催頻度は以下のとおりです。 ＜運営推進会議を開催すべき頻度＞ ・おおむね6月に1回以上　：　地域デイ、認知デイ ・おおむね2月に1回以上　：　小多機、看多機、GH、ミニ特 ②運営推進会議の会議録の公表について 記録（議事録）は、公表する必要があります。公表の方法は、法人のホームページへの掲載、又は事業所内の見やすい場所に配置する等が考えられます。なお、事業所の事務室内等、利用者やその家族が閲覧できない場所に備え置くだけでは、公表したことになりませんのでご注意ください。
虐待の防止
【指摘事項】虐待防止に係る専任の担当者を明記せず、利用者等に担当者が周知されていない。 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の取り組みが必要とされています。担当者を設置した場合は指針等に記載し、利用者等に周知してください。 ＜必要な取り組み＞ ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・虐待の防止のための指針を整備すること。 ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ※参考「高齢者虐待防止の推進」について「資料1－2　留意事項について」の5から7ページ、「(3) 高齢者虐待防止の推進【全サービス】」に記載しています。

地域密着型通所介護

運営に関する基準

虐待の防止

【指摘事項】虐待防止のための指針について項目が不足していた。

《運営指導で確認した不足事項》

- へ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

※虐待防止のための指針に盛り込む項目を「資料1-2 留意事項について」の6ページ、「(3) 高齢者虐待防止の推進【全サービス】 ② 虐待防止のための指針の整備について」に記載しています。

報酬に関する基準

2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護を行う場合の取扱い

【指摘事項】利用者のやむを得ない事情を確認したことの記録が不十分であった。

別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所定時間2時間以上3時間未満の指定地域密着型通所介護を行う場合は、「所要時間4時間以上5時間未満」の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定します。

※別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者とは「心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者」
(例) 心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者

《運営指導で指摘した内容》

やむを得ない事情を確認したことの記録が不十分であった。

※2時間以上3時間未満の地域密着型通所介護を行う場合、「心身の状況その他利用者のやむを得ない事情」を詳しく記録してください。

《参 考》

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴

う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号）

第 2 の 3 の 2

（4）2 時間以上 3 時間未満の地域密着型通所介護を行う場合の取扱い

2 時間以上 3 時間未満の地域密着型通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者（利用者等告示第 35 号の 3）であること。なお、2 時間以上 3 時間未満の地域密着型通所介護であっても、地域密着型通所介護の本来の目的に照らし、単に入浴サービスのみといった利用は適当ではなく、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施されるべきものであること。

（介護予防）認知症対応型通所介護

報酬に関する基準

虐待の防止

【指摘事項】身体的拘束等の適正化のための指針について、項目が不足していた。

《運営指導で確認した不足事項》

- ヘ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

※身体的拘束等の適正化のための指針に盛り込む項目を「資料 1－2 留意事項について」の 12 ページ、「（1）身体的拘束等の適正化の推進（予防を除く）【令和 6 年 4 月 1 日から改正】 ②「身体的拘束等の適正化のための指針」について」に記載しています。

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

運営に関する基準

認知症介護基礎研修の受講の義務付け

【指摘事項】介護従業者（医療・福祉関係の資格等を有さない者）が認知症介護基礎研修を受講していなかった。

令和3年度の制度改正により、事業者は、医療・福祉関係資格を有さない全ての介護従業者に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講ずることが求められています。周知

また、義務化以降も、新規採用従業者に対する当該義務づけの適用については、採用後1年間の猶予期間がありますので、採用後1年を経過するまでに研修を受講させてください。

※受講義務づけの対象外（医療・福祉関係資格を有する者）を「資料1－2 留意事項について」の8ページ、「(4) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け【全サービス】」の枠内に記載しています。

報酬に関する基準

人員基準欠如減算

【指摘事項】介護従業者（医療・福祉関係の資格等を有さない者）が認知症介護基礎研修を受講していなかったため、基準上配置すべき介護従業者の員数を満たしていなかったこと、また、夜勤時間帯に基準に満たない日が発生しているため、所定単位数の減額を行った。

あわせて、人員基準欠如に該当しないことを算定要件の一つとしている全ての加算についても、過誤調整により報酬の返還を行っている。

介護従業者（医療・福祉関係の資格等を有さない者）が認知症介護基礎研修を受講していない場合、基準上配置すべき員数とすることができません。

事業所の介護従業者の員数によっては、日中及び夜勤時間帯に基準上配置すべき員数を満たせない場合があり、人員基準欠如減算、夜勤体制による減算となる恐れがあります。

また、人員基準欠如となった場合、該当しないことを算定要件の一つとしている全ての加算についても、過誤調整により報酬返還となるおそれがあります。

【単位数】

○人員基準欠如減算・・・所定単位数の100分の70を算定する

○夜勤体制による減算・・・所定単位数の100分の97を算定する

《参考》

○指定地域密着型サービスに要する費用の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日 老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）

第2の1

（8）人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定について

看護・介護職員の人員基準欠如については、

イ 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算され、

ロ 1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。

○指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日 老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号）

第2の1

（9）夜勤体制による減算について

② 夜勤を行う職員の員数が基準に満たない場合の減算については、ある月において以下のいずれかの事態が発生した場合に、その翌月において利用者等の全員について、所定単位数が減算されることとする。

イ 夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする）において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が2日以上連続して発生した場合

ロ 夜勤時間帯において夜勤を行う職員数が夜勤職員基準に定める員数に満たない事態が4日以上発生した場合

居宅介護支援

運営に関する基準

指定居宅介護支援の具体的取扱方針

【指摘事項】福祉用具貸与品目の返却について、必要なサービス担当者会議を開催していない事例があった。

福祉用具（歩行器）について、利用者の状態は変わらないが、使用されないため返却。この際、利用者の状態は変わらないため「ケアプランの軽微な変更」に該当すると判断し、必要なサービス担当者会議を開催していなかった事例がありました。

福祉用具の利用が不要になったということは状態像に何らかの変化があったと考えられるため、原則的には「軽微な変更」に該当せず、居宅サービス計画の変更に係る一連の手順を行う必要があります。

ケアプランを変更する際は、原則、基準第13条第1項第3号から第11号までに規定された、居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要です。ただし、軽微な変更と判断された場合には、ケアプランの作成やサービス担当者会議等を省略することができるとされています。

※軽微な変更として取り扱うには、介護支援専門員が必要性の有無を判断したうえで、その理由や経緯を必ず記録してください。

※「軽微な変更」に該当するか不明な場合は、必ず介護保険課に確認してください。

※「資料1-2 留意事項について」の16ページに「5. ケアプランの軽微な変更について（居宅）」を記載しています。取扱いの参考とされてください。

運営に関する基準

指定居宅介護支援の具体的取扱方針

【指摘事項】居宅サービス計画を担当者に交付したことの記録がなかった事例があった。

介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならないこととされています。居宅サービス計画を交付したことが分かるよう記録を残してください。
虐待の防止
【指摘事項】身体的拘束等の適正化のための指針について、項目が不足していた。
≪運営指導で確認した不足事項≫ ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
※身体的拘束等の適正化のための指針に盛り込む項目を「資料１－２ 留意事項について」の１２ページ、「(１) 身体的拘束等の適正化の推進（予防を除く）【令和６年４月１日から改正】 ②「身体的拘束等の適正化のための指針」について」に記載しています。
報酬に関する基準
居宅における同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント 【令和６年４月１日から導入】
【指摘事項】居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地に居住する利用者に対して、所定単位数の１００分の９５を算定していなかった。
介護報酬が業務に要する手間・コストを評価するものであることを踏まえ、利用者が居宅介護支援事業所と併設・隣接しているサービス付高齢者向け住宅等に入居している場合や、同一建物に居住する利用者の報酬に対して減算が適用されます。
【単位数】 ○居宅介護支援・・・所定単位数の１００分の９５を算定する（新設）
【算定要件等】 ○指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者 ○指定居宅介護支援事業所における１月あたりの利用者が同一の建物に２０人以上居住する建物（上記を除く）に居住する利用者

介護予防支援

運営に関する基準

指定介護予防支援の具体的取扱方針

- ・【指摘事項】 アセスメントと評価の実施の際に、利用者宅を訪問していない月があった。
- ・【指摘事項】 アセスメントを実施しているが、「アセスメントを実施した」等の記載がない。

アセスメントと評価の実施の際には、利用者宅を訪問して行うこととされています。利用者が入院中であることなどの理由がある場合を除き利用者の居宅を訪問することとされています。

また、アセスメントの結果については必ず記録するとともに、記録を5年間保存してください。

○アセスメント

- ・アセスメントに当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- ・利用者が入院中であることなど物理的な理由がある場合を除き必ず利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。
- ・当該アセスメントの結果について記録するとともに、当該記録は5年間保存しなければならない。

○介護予防サービス計画の実施状況等の評価

- ・評価の実施に際しては、利用者の状況を適切に把握し、利用者及び家族の意見を徴する必要があることから、利用者宅を訪問して行う必要がある。
- ・当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- ・介護予防サービス計画の評価の結果は、5年間保存しなければならない。